

令和4年度高付加価値観光コンテンツ整備及びプロモーション業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの観光客に対する渡航制限が長期化し、特にインバウンド関連事業者の経営環境は厳しい状況が続く中、訪日旅行再開後には、海外からの観光客の誘致を通じて、県内観光産業の支援を行っていく必要がある。

訪日旅行再開直後は、航空便が不足し、旅行代金が高騰するとの予測もあることから、一人当たりの観光消費額の高い高付加価値旅行者層への訴求を図るとともに、2025年「大阪・関西万博」や2026年「ワールドマスターズゲームズ2021関西」など、海外から多くの人を訪れるイベント開催の好機を見据え、県内への誘客に取り組むことが重要である。

本業務においては、三重県の美しい自然、豊かな歴史・文化等の魅力的な観光資源を最大限に生かしたインバウンド向け観光コンテンツの整備を行い、旅行会社の招請や海外旅行博への出展、情報発信等のプロモーションを実施することで、インバウンド再開後の高付加価値旅行者の県内周遊滞在を促し、観光消費額の増加を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

3 ターゲット層の考え方

「富裕層等、一人あたり観光消費額の高い訪日旅行者層（高付加価値旅行者層）」

※ 「富裕層」とは、1人1回あたり旅行先消費額が100万円以上の旅行者を指すものとする。

4 業務内容

業務内容は以下（1）～（7）のとおりである。

（1）高付加価値な観光コンテンツの整備（10件以上）

歴史・文化など県内の観光資源を最大限に活用し、外国人観光客にその価値が十分に伝えられる特別感のある観光コンテンツの整備を行い、各コンテンツについてプロモーションに使用する「商品シート」を作成すること。

（ア）整備する観光コンテンツの選定と企画書の作成

整備しようとする観光コンテンツを選定し、コンテンツごとに整備の方向性等を記載した企画書を作成すること。

① 観光コンテンツの選定

- 三重県の自然・歴史・文化等に根差した、三重県ならではの体験や経験を提供する観光コンテンツを選定すること。

※ 実際に整備するコンテンツは、三重県と協議のうえ決定する。

- 選定の際、以下のようなポイントをできる限り考慮すること。
 - ・ アフターコロナにおける訪日旅行のニーズや嗜好に合致すること。
 - ・ 地域に根差したストーリーや独自性等を有していること。
 - ・ 外国人旅行者が持つ本物志向のニーズに応えていること。
 - ・ 持続可能性に関する観点が取り入れられていること。
 - ・ コンテンツ事業者において外国人旅行者を受け入れる意向があること。
- 県内5地域（北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）のバランスをできる限り考慮すること。

※ 各地域で少なくとも1件以上の観光コンテンツを選定すること。

② 企画書の作成

- ①で選定した各観光コンテンツについてパワーポイント、ワード等三重県において二次利用可能な形式により企画書を作成すること。
- 企画書には、少なくとも、次の項目を記載するものとする。

【企画書の記載事項】

コンテンツ名称、実施場所（市町名）、コンテンツの内容と整備する方向性、活用する観光資源、訴求するストーリー、主催者、コンテンツの提供者、価格、受入可能人数、申込方法、その他手数料等流通に必要な情報等

(イ) 観光コンテンツの整備

- 作成した企画書に基づき、観光コンテンツを提供する県内観光事業者等（以下「コンテンツ事業者」という。）と調整を行い、コンテンツの開発や磨き上げを通じて、ターゲット層のニーズに対応した、市場において流通可能なコンテンツの整備（県内で10件以上）を行うこと。
- 旅行者の多様なニーズに対応するため、高額な特別コース等のオプションをできる限り設けること。
 - ※ 受託者以外の旅行会社等でも幅広く取扱いできることが望ましい。
 - ※ コンテンツ事業者に説明を行い、その理解・意見を得て事業を進めること。

(ウ) 商品シートの作成

- 整備した各観光コンテンツについて、旅行会社等旅行市場へのセールス等に必要情報を記載した商品シートを、コンテンツ事業者と調整のうえ作成すること。
- 商品シートの記載項目例は、以下のとおりとする。また、写真を数点、受託者において取得のうえ、掲載すること（必要な掲載許可等があれば適切に対応すること。）。

【商品シートの項目例】

<企画書の記載事項> コンテンツ名称、実施場所（市町名）、コンテンツの内容、活用する観光資源、訴求するストーリー、主催者、コンテンツの提供者、価格、受入可能人数、申込方法、手数料等流通に必要な情報等

<利用方法にかかわるもの> 支払方法（キャッシュレス対応）、保険加入の取扱、

キャンセル規定、問合せ先

<スケジュールにかかわるもの>催行期間、開始时间及び終了時間

<参加条件にかかわるもの>参加対象年齢（同伴の必要性）、最低受入人数、服装や持ち物、健康面の条件、身体面の条件

<事業者の環境整備にかかわるもの>言語対応、別途通訳ガイド手配の可否、ベジタリアン等食事制限がある旅行者への対応の可否（食事提供がある場合）、ハラル等様々な文化・宗教への対応の可否、WiFi 環境、集合場所、駐車場の収容能力、送迎の有無（あればその場所及び時間）、新型コロナウイルス感染症対策、災害時対応マニュアル等の整備状況

<その他>任意オプション、アクセス（二次交通）、地域における組み合わせ可能な（パッケージ化可能な）コンテンツ

- 商品シートは日本語・英語の2言語で作成すること。また、パワーポイント、ワード等三重県において二次利用可能な形式とすること。

(2) モニターツアー等の実施

(1) で整備した各観光コンテンツに対するモニターツアーを実施し、改善・ブラッシュアップを行った結果を「商品シート」に反映し、完成させること。

(ア) モニターツアーの実施

- モニターツアーを実施するため、高付加価値旅行に関する有識者・アドバイザー、国内在住外国人等からモニターを2名以上選定すること。
 - ※ 国内在住外国人等をモニターに選定する場合は、旅行関係業務（旅行情報のライターやインフルエンサー等を含む）に概ね2～3年以上従事した経験があるなど、ターゲット層誘致に関し、コンテンツ事業者等に対して有効なフィードバックが可能な人材を選定すること。
 - 整備したすべての観光コンテンツに対し、上記のモニターが訪問するモニターツアーを実施すること。
 - ※ ツアーの実施回数、ツアー1回あたりの日数や参加するモニターの人数は問わないが、各観光コンテンツに対し、必ず異なるモニター2名以上が訪問することとし、うち1名以上は有識者・アドバイザーが訪問すること。
 - ※ 三重県と協議のうえ、関係市町や地域DMO等にもモニターツアーへの参加を呼びかけること。また、本県職員が原則、参加できるようにすること。
 - ※ モニターツアーに必要な交通手段（専用車等）、宿泊、食事等の手配については、新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること。
 - モニターが各観光コンテンツを訪問した際などに、モニターからコンテンツ事業者等に対し、ターゲット層の視点による課題や改善点等を説明するとともに、観光コンテンツの内容や料金、受入体制等について意見交換を行う機会を設けること。
- (イ) アンケート等の実施
- モニターツアー中、受託者はモニターから適宜意見を聴取するとともに、モ

ニターツアー終了後、モニターに対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。

※ アンケート項目・内容は事前に三重県と協議して決定すること。

- アンケート結果をとりまとめ、三重県に提出するとともに、事業者へ個別にフィードバックを行うこと。

(ウ) 観光コンテンツの改善と商品シートの修正

- 以上の取組を踏まえ、コンテンツ事業者の協力を得ながら、コンテンツの改善・ブラッシュアップを行ったうえで、商品シートを修正・完成させること。

(3) 旅行会社等に対する提案資料の作成

商品シート of 情報を活用し、ターゲット層を取り扱う旅行会社等に対して三重県の魅力が十分に伝わる提案資料を作成すること。

- 提案資料には、整備した観光コンテンツと既存の観光地等を組み合わせ、三重県内の3泊4日又は4泊5日程度のモデルコースを作成のうえ記載すること。モデルコースは5件以上とし、ターゲット層に訴求するストーリーや写真等も掲載し、モデルコースのイメージや魅力、特別感等が十分に伝わる内容とすること。

- 提案資料は日本語・英語・繁体字・簡体字・フランス語・タイ語の6言語で作成すること。また、パワーポイント、ワード等三重県において二次利用可能な形式とすること。

※ モデルコースの作成にあたり、地域間のバランスに配慮すること。

※ 整備した各観光コンテンツを1回以上、モデルコースに含めること。

※ 高付加価値旅行へのニーズにより対応できるよう、高額な特別オプション等も掲載すること。

※ 京都、大阪、名古屋といったゴールデンルート等からモデルコースに入るための鉄道、バス、ハイヤー、ヘリ等の手配に関する情報をできる限り含めること。

※ 掲載するモデルコースにおいて、コンテンツ事業者以外の事業者や施設を掲載する場合、受託者において調整し、必要な掲載許可等を得ること。

(4) 旅行会社等の招請

本県の旅行商品造成に意欲的な旅行会社等を対象としたファミトリップを実施し、整備した観光コンテンツを含む旅行商品の造成・販売・催行を働きかけること。

(ア) 被招請者の選定

- ターゲット層に強みを有する旅行会社等から10社(10名)以上を選定し、旅行商品を企画・造成できる責任者等を招請すること。

(イ) ファムトリップの実施

- (ア)の被招請者を対象に、3泊4日又は4泊5日程度のファミトリップを企画・実施すること。

- 旅行会社等の満足度の向上を図り、旅行商品の造成等につなげるため、行程

や実施回数、1回あたりの招請人数等を検討し、効果的に実施できるよう心がけること。

※ 受託者は、ファムトリップに必要な交通手段（専用車等）、宿泊、食事等を手配する際、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した手配を行うこと。

※ 被招請者が日本語により意思疎通が十分にできない場合は、必要な通訳を配置すること。

○ (3)の提案資料に掲載したモデルコースを基にして行程を組み、整備した各観光コンテンツを少なくとも1回は行程に含めること。

※ 地域間のバランスにできる限り配慮すること。

○ ターゲット層が宿泊する候補となる宿泊施設のインスペクションを行程に含めること。

○ ファムトリップには受託者が同行し、行程管理等を行うこと。

(ウ) アンケート等の実施

○ ファムトリップ中、受託者はモニターから適宜意見を聴取するとともに、ファムトリップ実施後に被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招請者の意見・感想等を取りまとめて三重県に提出すること。

※ アンケート項目・内容は事前に三重県と協議して決定するものとする。

○ 取りまとめたアンケート結果を各コンテンツ事業者へフィードバックし、また、アンケート結果を基にさらなる改善等に努めること。

(5) 映像の制作および情報発信の実施

整備した観光コンテンツ等を活用し、ターゲット層に対し三重県の魅力が伝わる映像等を制作するとともに情報発信を行い、三重県の認知度向上を図ること。なお、制作した映像は、本業務以外においても、情報発信のほか、商談会等の機会に旅行会社等に対するプロモーションに活用する。

(ア) 映像の制作

○ 整備した観光コンテンツ（10件以上）のそれぞれについて、訴求するストーリーも含め、その魅力が十分に伝わる3分程度の映像を制作すること（各観光コンテンツにつき1本以上）。

○ 各観光コンテンツの映像等を活用し、三重県の観光地としての魅力が伝わる3分程度の映像を制作すること（1本以上）。

○ 制作する映像は英語を基本とし、登場人物の日本語は、適宜、英語字幕に翻訳すること。

○ ナレーション等は英語とし、適宜、字幕にも表示すること。また、ナレーション等はネイティブスピーカーによること。

○ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者において行

うこと。

- 制作する映像は新規撮影を原則とすること。ただし、三重県と協議のうえで、三重県が保有するプロモーション映像や、受託者が保有している映像を活用することも可能とする。
- 撮影に必要な許可申請等手続きについては、原則、受託者において行うこと。
- 映像はフルHD以上の解像度で制作することとし、ウェブサイトやYouTube等で使用可能なサイズ及びファイル形式で制作すること。
- 三重県観光連盟と調整し、YouTubeチャンネル「Japan Travel Mie」に各映像を投稿すること。その際、視聴者の関心が高まり、視聴回数が増加するようなサムネイル（検索を行った際に表示される画像）を制作するとともに、投稿に必要な設定（映像のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲等）を効果的に行うこと。
- 映像を投稿する際は、三重県が指定するウェブページ（以下、三重県観光連盟及びそのSNS等を想定）のURLを掲載し、ウェブページへの誘導を行うこと。

（イ）広告配信による情報発信の実施

- ターゲット層に対し、「Japan Travel Mie」に投稿した映像への誘導等を行うため、YouTube、SNS等で広告配信を行うこと。
※ 広告配信のスケジュールやターゲティングについては、三重県と協議のうえ決定する。

（6）商談会への参加

令和4年12月（予定）に開催されるラグジュアリー旅行商談会「ILTMカンヌ」に出展し、ターゲット層に強み等を有する旅行会社等に対し、三重県を含む旅行商品の販売・造成・催行を働きかけること。JNTOが募集する共同出展により参加しても差し支えない。新型コロナウイルス感染症の影響などによりILTMカンヌの開催が中止になった場合は、三重県と協議のうえ、他の富裕層向け商談会に出展すること。

- 出展にかかる一切の手続きを行うとともに、開催期間中、全日程にかけて運営すること。
- 商談では、(3)で作成した提案資料を活用すること。また、可能であれば(5)で制作した映像を活用すること。
- 受託者において1名、観光コンテンツ・旅行商品の内容と、そのストーリーや魅力を説明できるもの（責任者）を配置すること。責任者は、高付加価値旅行市場に精通するとともに、ビジネスレベルの日本語力と英語力を有していること。
- 商談会には責任者と三重県職員1名が参加するものとし、商談会の参加費用の支払い、参加の手配は受託者において行うものとする。三重県職員1名について、航空便を含む日本の空港から現地までの移手段、現地での宿泊施設を

手配すること。ただし、三重県職員の現地までの移動に係る旅費、宿泊に係る実費は本県が負担する。

- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより三重県職員が参加できない場合は、責任者以外にスタッフ1名を配置すること。スタッフはビジネスレベルの英語が話せる者とし、責任者の補助を行うこと。
- 各商談については商談シートを用いて記録を作成すること。商談シートは事前に三重県と協議して様式を決定するとともに、商談会終了後には、三重県に商談シートを提出すること。
- 商談会をより効果的に行うため、商談相手に手交するためのノベルティを用意すること。

(7) 打合せの実施

進捗管理や円滑な業務の遂行等を目的に、1週間に一回程度、1時間以内のオンライン又はオフラインの打合せを開催すること。なお、場所（バーチャル会議室）の設定、打合せの記録作成等も行うこと。

- ※ 三重県と受託者の参加を基本とする。また、必要に応じて、双方協議のうえ、コンテンツ事業者やモニターその他の関係者が打合せの一部または全部に参加する機会を設けるものとする。

5 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書（印刷物）を2部提出すること。報告書（印刷物）とは別に、報告書及び制作した資料等の電子データも提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ① 上記「4 業務内容」(1)～(7)の実施内容・成果
- ② その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和5年3月24日（金）

- ※ ただし、「4 業務内容」(1)の企画書及び商品シート並びに(3)の旅行会社等に対する提案資料は、完成次第、電子データにて納品すること。

(3) 納品場所 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 その他

(1) 業務実施の条件

受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容

が異なることとなる場合がある。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

また、受託者は委託業務の実施にあたり新型コロナウイルス感染症対策を十分に行うものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・ワード・エクセル形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

8 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局 海外誘客課 担当 東、久保

電 話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以 上